

# Weekly コラム

平成 26 年 9 月 9 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 2014 年度税制改正 所得拡大促進税制の注意点！

2014年度税制改正において、所得拡大促進税制は適用要件が緩和され、2014年4月1日以後終了事業年度から改正後の「新要件」が課されますが、経過措置が設けられ、経過年度の2013年度(2013年4月以後に開始し、2014年4月1日前に終了する事業年度)に新たな適用余地が生じ、同年度の税額控除分を2014年度分に上乗せできることになりました。

ただし、そのためには当期に新要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。

今回の改正では、まず給与等支給増加率が、旧要件の「5%以上」から「2013～2014年度は2%以上、2015年度は3%以上、2016～2017年度は5%以上」に緩和されました。

また、すでに2013年度決算を終了しており、給与等支給増加率の要件が旧要件の5%に満たなかった企業についても、2%を満たしていれば、2013年度当初にさかのぼって適用し、2014年度の税額控除に上乗せできる経過措置が設けられています。

この上乗せ措置は、経過年度に旧要件での適用がなく、新要件を満たす場合、経過年度について新規定を適用した場合に計算される雇用者

給与等支給増加額の10%を、2014事業年度の税額控除額に上乗せできるものです。

ただし、経過年度の上乗せ控除は、2014年4月以後に終了する1事業年度(特例事業年度)に同特例を適用する場合に限り適用できるものですので、当期に同特例を適用するには、当然当期に新要件を満たす必要があります。

新規定の控除上限額の計算は、「当期の法人税額×10%(中小は20%)×(当期及び各経過年度の月数の合計÷当期の月数)」となっており、この新規定を読み替えて控除限度額に上乗せするため、当期(特例事業年度)において新規定の要件を満たさない場合は、経過措置の上乗せ規定の適用もありません。

なお、経過年度に赤字となっても、実際に控除を受ける特例事業年度に赤字でなければ(控除できる税額があれば)控除は受けられます。

ただし、上乗せ控除は経過年度に旧要件は満たさず、新要件を満たす場合に適用できる措置ですので、ご注意ください。

### (注意)

上記の記載内容は、平成26年7月10日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。